

「千一問」にみるムスリムの異文化理解

金子 奈央

はじめに

本稿は、『カラム』で定期的に掲載されていた「千一問」(1001 masalah)を通して、ムスリムの「異文化」に対する関心、問題意識、理解のアプローチについて整理する。『カラム』は、イスラムと密接な関係を持つジャウィ綴りのマレー語を使用することで、ムスリムが抱える問題をムスリムのみによって議論する場となることを選んでいた雑誌である[山本 2002]。読者からの質問とそれに対する知識人の回答で構成される「千一問」についても、「イスラム教徒として適切であるかを問う」ことで、「よきイスラム教徒としての規範を模索」[山本 2020:15]する場となっている。そのため、「千一問」に寄せられる質問は「日常生活の宗教実践や社会生活の中でムスリムが直面した疑問や課題」に関するものが多く[光成 2020: 5]、飲食など日常の生活習慣や、結婚、離婚など家族問題についての質問が目立つ¹⁾。

「千一問」に寄せられた質問からは、主たる読者であるマレーシアやシンガポール²⁾のムスリムが、西洋近代的な価値観や文化の影響力が拡大し、他民族や他宗教との混雑性の高い日常生活空間に身を置く中で、ムスリムコミュニティの道徳心や信仰心の揺らぎに対する不安を感じていたことが伝わる[金子 2016]。ただし、マレー・ムスリムたちはムスリムとしての道徳心や信仰心に対する危機感から、「他者」や「異なるもの」を一切拒絶しようとしていたわけではない。「千一問」の質問内容からも、読者がムスリムとして「異文化を理解すること」に日常的に強

く関心を持っていたことは明らかである³⁾。「異なるもの」にどのように接し、ふるまうことが、イスラムとしての「正しい」あり方となるかを模索していたマレー・ムスリムたちの姿が垣間見られるだろう。山本[2020]では、「千一問」に女性名の質問者から寄せられた質問内容には、「異教徒や異民族とのさまざまな社会的な接触がイスラム教徒として妥当であるかを尋ねる質問が見られる」ことを指摘している。

以上を踏まえて、本稿では「千一問」に掲載された読者の質問と回答のうち「異文化理解」に関連するものを取り上げる。質問と回答の内容分析を通して、当時のマレー・ムスリムの「異文化理解の実態について考察する。

1. イスラムにおける「異文化理解」の基本理念 ——隣人の権利の尊重

まず、イスラムにおける他者や異文化理解における基本理念について『カラム』30号の「千一問」内に掲載された質問から確認したい。質問内容は、社会的マナー、特に隣人関係に関するマナーのなさを問題視した質問者が、隣人間のマナーを改善させるためのイスラム法の根拠についての説明を求めたものである。注目すべきは、この質問に対する『カラム』側からの回答である。この回答の中で、同じ宗教を信仰するムスリムの同胞だけでなく、多神教徒であろうと、隣人として謙虚に接し、相手を尊重し、優しくし、愛し、敬い、分け合い、助け合うことが大事であること、それはコーランに根拠となる節があると説明がされている。この回答に基づけば、イスラムは「異文化」を持つ者が隣人となった場合でも、ムスリムの同胞と同様に敬い、愛し、助け合うことが求められており、これは「異文化」に接触した際にどのようにふるまうか、ムスリムとしての「異文化理解」に関する基本的

1) [金子2015]、[光成 2016]を参照

2) 『カラム』が創刊された1951年当時、現在のマレーシアおよびシンガポールは独立前であった。その後、1963年にはシンガポールも含め、マラヤ連邦、ボルネオ島のサラワク、北ボルネオ(現在のサバ州)で連邦制国家のマレーシアが結成された。その後、1965年にシンガポールは分離独立した。ここでは、「カラム」が想定するマレー・ムスリム読者の地理的な広がりを示すため現在の国名を採用している。

3) 読者の興味関心は自分を取り巻く身近な社会だけにとどまらず、共産主義、冷戦下の東西対立など国際情勢や他国の文化習慣に関する質問も多数取り上げられている[金子 2016]。

指針が示されていると理解できる。

隣人の権利の尊重 [Qalam 1953.1:43]

質問：イスラムにおける隣人の権利とは何でしょうか。シンガポールのイスラム社会、とりわけ私の地元は非常に素晴らしい状況にあり、イスラム教によって命じられた隣人間のマナーは全く守られていません。隣人の権利に関するイスラム法と、その重要性について説明して頂けますか。

回答(抜粋)：我々の隣人が多神教徒であろうと同じ宗教を信じる同胞であろうと、イスラム教は隣人の権利を非常に重要視している。コーランの節や使徒ムハンマドのスナであるハディースには、この質問に関する説明が溢れる程あり、もし十分にその権利を尊重すれば幸福な社会の建設を実現できるとしている。隣人の権利などに関するアッラーの命令のひとつとして、コーランの「婦人」章第36節には次のように記されている。「アッラーを崇めよ。他の何ものをもアッラーと共に崇めてはならない。両親に優しくあれ。また親戚、孤児、貧者、親戚の隣人、または親戚ではない隣人、同僚、旅人、そして奴隷に対しても。アッラーが傲慢不遜な者を愛し給うことはない」アッラーがいかに隣人の権利を重視し互いを愛し、助け合う気持ちがイスラム社会の中に広がるよう強調しているかを見るといい。最後に、イスラム教徒が当然守るべき隣人の権利に関して、次の使徒ムハンマドの言葉について考えてみたい。「隣人の権利とは何かを知っているか。それは、もし隣人に助けを求められたら助け、もし(敵を防ぐために)加勢を求められたら加勢し、金を貸して欲しいと求められたら貸してやり、貧困に陥っていたら繰り返し援助をし、病気の時は見舞い、亡くなった時は葬儀に参列し、隣人に何かいい事があった時は祝福し、災難に遭った時(死亡など)お悔やみを述べ、許可を得た時以外は隣人の家よりも高い家を建ててはならない。もし果物(あるいは何かしらの手みやげ)を買った時はそれを少し分けてやり、もしそれができないなら隣人の目につかないように隠し、子供がそれを持ち出さないようにしなければならない。なぜなら、それによって隣人の子供が傷つくからである」以上がイスラムの教えであり、称賛すべき礼儀である！

2. 他者——民族と宗教の関係

本節では、当時のマレー・ムスリムにとって「異文化」や「他者」が誰であったのか、民族と宗教の関係に

着目しながら考察する。

2.1. イスラム内における「異文化」や「他者」

エジプトの一夫一妻 [Qalam 1954.2:5-6]

質問：最近の新聞報道によると、「エジプトの首相、ナギブ将軍により任命された委員会は次のような決定をした。すなわち、全ての住民は、事前に特別許可を取らない限り、妻を一人以上娶ることはできない」ということです。この決定は、イスラムによって定められた法と衝突しませんか。

回答(抜粋)：より詳しくは、以下のことを知らなければなりません。すなわち、現在エジプトにおいてムハンマド・ナギブ大統領によって進められている革命運動は、単にイスラムに基づいた運動(Harakah Islamiyyah;イスラム運動)ではなく、ファールーク国王の旧王政による腐敗を改革していく「イスラム運動」であるということだ。このナジブの革命運動は、初期の段階では100パーセントイスラムに基づくという、然るべきものではなかったが、イスラム世界ではナジブに対し、彼の聡明さをもってすれば、完全にイスラムに基づいた統治体制へ、すなわちイスラム国家へと一歩一歩政権を導いていけるという信頼を十分に寄せていた。最近の新聞で報道されたような、複数の妻を娶る慣習を禁じるナジブ政権の措置に関してだが、詳細に検討すると、それはイスラムの定めから逸脱したものではない。なぜなら、その義務規定にはまだ例外があり、完全に禁じられているわけではないからだ。実のところ、聖なるコーランに記されているように、もともとイスラムの教えでは複数の妻を娶ることは許されてはいるが、それには厳格な条件が伴う。すなわち、公正さである。とはいえ、完全に公正さを保つことは至難なことである。この事柄について、コーラン「女」の章第3節の中で、強大で崇高なお方アッラーがはっきりと説明されている。「もし汝が孤児を公正に扱うことができないと不安に思うならば、汝が良いと思った女を娶れ。2人、3人、ないし4人を。しかし、もし妻を公平に扱うことができないと不安に思うならば、妻を一人だけ娶れ」。

他地域のムスリムとの関係 [Qalam 1969.5:28-30]

質問：現在の中東の国のような、災難に見舞われている他のムスリムを助けることは全てのムスリムにとって義務ですか。

回答(抜粋)：多くのコーランと預言者ムハンマドのハディースの中で、全てのムスリムは互いに助け合

い、支え合うよう義務付けられている。その中に以下のアッラーの御言葉がある。「互いに助け合って善行を積み、神を崇敬しなさい。そして罪と恨みにおいて助け合ってはならない。アッラーを畏れよ。なぜなら、まことにアッラーは懲罰に厳しい御方であるからだ」(「食卓」の章第2節)

もう一つアッラーの御言葉を挙げる。「まことにアッラーは、整然と並んだ一つの建物のように隊列を組んで(心を一つに、整列して)アッラーの道のために戦う者たちを愛し給う」(「戦列」の章第4節) 第一の節でアッラーはムスリムの皆に以下のことを命じている(義務付けている)。平和な時であっても困惑に直面した時であっても、彼らが全ての生活分野において常に互いに助け合うようにと。もしイスラム教によってもたらされた助け合い、または相互扶助の原則が現在のムスリムによって実践されたならば、彼らは常に変わらず強く勇敢な信徒となるに違いなく、封建的で帝国主義的な民族に抑圧されるはずもない。しかしその「相互扶助」の精神が彼らの心の中で途絶え、また孤立した生活様式やあらゆる望みを重視したがゆえに、彼らは国際社会の目から見て脆弱で、侮辱された信徒となってしまったのである。これについては、最も崇高なるコーランの中でまさしくアッラーによって明確な説明がなされている。そのアッラーの御言葉は次の通りである。「アッラーとその使徒に従いなさい。そして論争してはならない(なぜならその論争によって)汝らは脆弱な信徒集団となり、力を失うだろう。耐えなさい。なぜなら、まことにアッラーは耐え忍ぶ者と共におられるからだ」(「戦利品」の章第46節) なぜアッラーは上記の節の中で我々が互いに論争することを禁じたのだろうか。もし信徒たちが常に互いに論争し、口論し、喧嘩し合っていたならば、助け合いや相互扶助の精神はいつまでも彼らの心の中に育たないだろう。相互扶助の精神が信徒の心の中に育たない時、その信徒は団結することなく分裂した信徒となるだろう。そして彼らの分裂は彼らを脆弱化させるだろう。

一方、第二の節についてだが、アッラーは次のように説いている。互いに密に並んだ堅固な建物のように強固な隊列を組むことができるムスリムたちをアッラーは非常に愛し給う、と。これは我々ムスリムに対してアッラーが次のことを望んでいることを意味する。それは、我々の所有物(我々の祖国)を奪おうとするイスラムの敵たちのいかなる挑戦にも一致団結して立ち向かうことである。とりわけイスラムの敵た

ちが我々の宗教の神聖さを汚そうと挑んできた場合に。こうした時、アッラーは我々に次のように命じている。我々の敵によってもたらされたあらゆる挑戦と災難に立ち向かうため、一斉に立ち上がって堅固な団結の列を組まねばならないと。この団結の問題に関して、我々が崇敬する偉大なる預言者ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)は次のようにおっしゃった。「信者は他の信者にとって、それぞれが互いに堅固に並んだ一つの建物のようなものである」。もう一つ文言を挙げる。「あなた方の内の一人が、自分自身を愛するようにその兄弟(ムスリム)を愛するようになるまでは、信仰を持つとは言えない」。さらにもう一つ文言を挙げる。「(互いに)等しく愛情、同情心、そして親密さを抱く信者(ムスリム)たちは、一つの身体のようなものだ。もし身体の一部が痛いと言えれば全身は夜も眠れず、熱を出して苦痛を感じるようなものである」

上記三つのハディースは次のように呼びかけている。様々な民族、また異なった肌の色を持ち、そして異なった言語や文化を持つ人々から成る全ムスリムに対し、強く堅固なイスラム連合の旗の保護下で団結し、助け合い、愛し合って生きるようにと。一つの建物、あるいは頭、胸、腹、手、足などといった様々な部分から成る一つの身体または肉体のようなものとなり、その身体の部分の内の一つが病気に冒された時は、全身が共に痛みを感じて熱を出し、夜も眠れずにいるかのように。これこそが「相互扶助」の精神である。それはイスラムによって建てられた橋であり、全ての信者たちが全世界のムスリムとの団結と連合のアーチを目指して通る場所として作られたものである。もし彼らが偉大なる信徒、勇ましい信徒、そして国際社会全体から尊敬される信徒になることを望むならば、この相互扶助の精神こそ全てのムスリムの心に育むべきものである。なぜなら信徒たちの団結が生まれる源は、互いに助け合い、愛し合う精神であるからだ。その理由は、相互扶助と愛し合うことこそがここでの平和な信徒あるいは民族の建設基盤となるからだ。信徒たちが生活の原則として上記二つの概念を実行しようとしないう限り、前述の使徒ムハンマドのハディースで望まれている団結の堤防を築くことを望んではならない。

M. イルヤス氏が提示した「現在の中東の国のような、災難に見舞われている他のムスリムを助けることは全てのムスリムにとって義務ですか」という質問の根本に戻ることにしよう。我々ははっきりとそれに答えることができる。「その通り、義務である」と。

以上、「エジプトの一夫一妻」および「他地域のムスリムとの関係」からは、他地域で実践されているイスラムの中に他者性を感じているマレー・ムスリムの姿が見て取れる。

「エジプトの一夫一妻」は、エジプト共和国の初代大統領(兼首相)となったナギブ将軍(Mohammed Naguib)による改革の下で、原則一人の夫が複数の妻を娶ることができなくなったことをどのように理解すればよいのかという質問で始まっている。この質問からは、他地域には自分たちの理解とは異なるイスラムが存在するのか、それとも単にハラムな状態が他のイスラム地域に存在するのか、「自分たちとは異なるイスラム」をどう理解することが正しいのか、という疑問から発されたものである。これに対する『カラム』側からの回答では、例え遠く離れた異なる地域であってもイスラムの中に「異なるもの」や「他者」が存在するのではなく、更にナギブによる一夫一妻の採用はイスラムの法に反してもいないことが説明されている。

「他地域のムスリムとの関係」では、その当時の中東のように災難に直面しているムスリムを助けることも自分たちにとっての使命であるかという質問である。この質問において注目すべきは「他のムスリム(umat Islam yang lain)」という表現である。「他の(lain)」という表現には、イスラムの中に「自分たちとは異なる別者」が存在するという意識が見てとれる。他者であるムスリムと助け合うことも義務であるかどうかに対する回答では、「他の(lain)」をどこに設定しているかの確認がなされている。つまり差異はイスラムの中ではなく、「様々な民族、また異なる肌の色を持ち、そして異なった言語や文化」にあるとし、それはムスリムとしての差異ではないと説明されている。コーランやハディースを根拠に、異なる言語や文化を持つ他地域のムスリムも含めて「全ムスリムに対し、強く堅固なイスラム連合の旗の保護下で団結し、助け合い、愛し合って生きる」ことが重要であり、お互いの存在は「一つの建物、あるいは頭、胸、腹、手、足などといった様々な部分から成る一つの身体または肉体のようなもの」と理解することが求められている。従って、異なる地域のムスリムであっても、ムスリムは「ひとつの身体」を共に構成する存在であり、中東のムスリムが災難で苦しんでいるということは、イコール自分の体の一部が病気に侵されていることと同じ状況であるため、その痛みを自分

のものとして感じ、病からの回復(問題の解決)にむけて共に助け合うべきであると回答している。

2.2. 他民族のムスリムや改宗者に対するまなざし

次に、コミュニティ全体が生まれながらのムスリムであるマレー・ムスリムとは異なり、生まれながらのムスリムではない人々の存在、例えば改宗者や他民族のムスリムに対する認識や理解から、マレー・ムスリムにとっての「異文化」や「他者」について考える。

キリスト教徒との男性と結婚した場合の 子どもの宗教 [Qalam 1951.3:15]

質問: キリスト教徒の男性がムスリムの女性を妻とし、各人自分たちの宗教を信仰していました。もし子供ができた場合、その子はどちらの信徒として見なされるのでしょうか。

回答: アッラーは次のような啓示をなされた。「啓典を授けられた人たち(ユダヤ教徒とキリスト教徒)の食べ物は汝らにも許されており、汝らの食べ物も彼らに許されている。アッラーを信仰する貞節な女も、汝らより以前に啓典を授けられた人々の中の貞節な女も(汝らの妻として許されている)」上記の啓示に従うと、ユダヤ教徒やキリスト教徒の女性がイスラム教に改宗しなくても、ムスリムの男性は実際その女性と結婚していいことになる。預言者の教友の一人、フザイファ・ビン・アルヤマーンはユダヤ教徒の女性と結婚した。その結婚は使徒も誰も禁じなかったが、現代人の考え方によれば、現代の啓典の民の信徒たちはかつてのような宗教心を持っておらず、彼らの信心がすでに変わってしまったのだから、そのような結婚は合法とは見なされない。ムスリムの女性が異教徒の男性と結婚することに関しては、コーランの中にそれを許可する文言はなく、ハディースにおいても言及されておらず、預言者ムハンマドの教友たちも経験したことがない。したがって、その状態で生まれた子は、イスラム法に照らして違法な子であるのは明らかだ。

ムスリムに育てられた 他民族の子どもの埋葬 [Qalam 1954.10:39]

質問: 幼い頃からムスリムによって育てられた華人(多神教徒)の子供が、成年に達する前に突然死亡した場合、法的にどうなりますか。その子をイスラム式に埋葬することは可能でしょうか。

回答: その子供はイスラム式に埋葬すべきである。な

ぜんら、成年になる前の子供(ムスリムの子供あるいは異教徒の子供)は皆、まだ清浄だからである。つまり、以下の真正ハディースにある通り、罪を負っていないからだ。「子供は皆自然のままの純潔な姿を持って生まれてくる。しかし、その両親がユダヤ教徒にしたり、キリスト教徒にしたり、マニ教徒にするのである」(アルブハーリーとムスリムによる伝承)。このハディースから明らかなように、ムスリムの子供と異教徒の子供との間に差異はないのである。

もう一つのハディースの中で、さらに次のように詳しく述べられている。「サムラは伝えている。預言者は『子供は皆自然のままの純潔な姿を持って生まれてくる』とおっしゃった。すると教友らが『神の御使いよ！多神教徒の子供も同じでしょうか』と尋ねた。そこで預言者は『多神教徒の子供も同様である！』とおっしゃった」(アブー・バカル・アルバルカーニーによる伝承)。イマーム・アーマッドの伝承による以下の「良好」ハディースの中で、さらにより明確に述べられている。「ハンサ・ピンティ・ムアウィヤー・ビン・サリムは伝えている。彼女の母は語った。『私は<神の御使いよ！楽園には誰がいますか>と尋ねたことがあります。そこで神の御使いは<預言者が楽園にいる。殉教者が楽園にいる。そして子供が楽園にいる>とお答えになりました』」。

ここで明らかなことは、多神教徒の子供には罪がなく、彼らは楽園の住人であるということである。よって、ムスリムに育てられた多神教徒の子供たちが死亡した時、ムスリムの子供と同様、イスラム式に管理されなければならない。つまり、礼拝を捧げ、ムスリムの墓地に埋葬するのである。

異宗教からの改宗 [Qalam 1954.9:7]

質問：キリスト教徒がイスラム教に改宗すると法的にどうなりますか。7世代目以降を除きそれは違法であるという人がいます。

回答：それはばかげた考えである。過去から現在に至るまで、ヨーロッパ、アメリカなど、いかなる場所に住む何千ものキリスト教徒がイスラム教に改宗し、ムスリムの一員になっている。預言者ムハンマド自身の時代にも、イスラム教に改宗するキリスト教徒は少なかつた。その中には、預言者ムハンマドの教友として有名なスハイブ・アルルーミー(ローマ人)がいる。

改宗と婚姻 [Qalam 1953.11:37-38]

質問：私の所には、イスラムに改宗したセイロン人の夫婦2人います。彼らの婚姻は、以前仏教を信仰して

いた時に結んだものですが、それで十分でしょうか。あるいはイスラム法に則って新たに婚姻を結び直す義務はありますか。

回答：使徒ムハンマドが生きていた時代の慣行によると、預言者は異教徒の夫婦がイスラム教に改宗した際、彼らの婚姻契約を新たに結び直すよう命じたことはない。我々が知る限り、この問題に関しイスラム教のウラマーらの間で見解の対立はない。その根拠は、アーマッド、アブー・ダウードとイブン・マージャーの伝承による以下のハディースによる。「イブン・アッパースは伝えている。神の御使いは娘のザイナブを、最初の婚姻から2年後に夫アブー・アル＝アースの元に返された(彼らは無明時代のやり方で結婚した)。婚資金を更新することもなかった」。

これらの質問では、自分たちとは異なる経緯でムスリムとなったマレー人以外のムスリムにも、自分たちと同様のルールや約束事が適用されるのかどうかについて問うものが多く含まれている。このような問いが生じるということは、「生まれながら」のムスリムである自分たちと、「生まれた後に」何かをきっかけにムスリムとなった彼らの間には何かしらの差異があるのではないかという問題意識があったことを示すものでもある。これらの質問に対する『カラム』側からの回答からは、「いつムスリムになったか」または「どの民族のムスリムか」によって、ムスリムとしての差異が生じるという見解は示されていない。他宗教(主にキリスト教)からイスラムへの改宗は、古くはムハンマドの時代から起こっていたことであり、どの時代にも常に万人に開かれているものであるため、そこに差異や他者は存在しない。また、「改宗と婚姻」の回答の中で、他の宗教を信仰していた夫婦が結婚後に共にイスラムに改宗した際に、改めてイスラム式の婚姻を結びなおす必要はないという説明されていることから、ムスリムになることは「他者」であった際に築いた関係性は全てがクリアになるのではなく、コーランやハディースに反しない限りは連続性が認められていることが示されている。

2.3. キリスト教との関係

ここでは、ムスリムが異なる宗教に興味を持ったり、学んだりすること、つまり宗教に関する「異文化理解」についてまとめる。

異なる宗教について学ぶこと

[*Qalam* 1957.6:13-14]

質問:キリスト教を学ぶ人はイスラム教に反することになりますか。キリスト教講座においては、我々の信仰に関して間違いなくイスラム教に反する問いが生じるのですが、にもかかわらずその講座を取る人々はイスラム法的にどうなりますか。例えば、我々がイエスを神の子だと信じなければならぬ、といったことです。それ認める行為は多神崇拝に当たりませんか。

回答:最初の質問に関する回答だが、彼らが規範としている固い信仰を我々が信じない限りは、たとえそれがキリスト教であろうと、有益と見なされる何らかの事柄を学ぶことはイスラム教で禁じられてはいない。とりわけイスラム教の布教者になろうとしている人々にとって、キリスト教について詳細に学ぶことは何も支障はない。それを学ぶことによってイスラム教とキリスト教の解釈を比較することができ、後にライバルたちの氣勢をそぐことが容易になるからだ。しかし、もしそれを学び、やがてキリスト教徒が規範としている教えを信じるようになったなら、それは禁止であることは言うまでもない。

同様に第二の質問に対する回答についても、我々はキリスト教徒の見解を知ること、詳しく分析することができる。しかし、イエスを神の子であると心から信じた者は多神教徒あるいは不信者であることは明らかである。なぜなら彼らが信じているような、最も神聖なる神は子供を持つことはないからだ。よって単に探求のためだけに学び、そして何らかの目的ゆえに上述のことを信じたりしなければ、その方法は違反ではないと我々は確信している。しかしキリスト教を学ぶにあたり、我々自身の宗教に関する信仰の土台が無いならば、その宗教を学んではならないと我々は忠告したい。なぜなら信仰の不足により、後にキリスト教徒の人々が信仰することを同じように信仰するに至ることを我々は懸念するからだ。

イエス・キリストの生涯 [*Qalam* 1969.4:31-33]

質問:預言者イエスの生誕地はどこですか。またその現在の地名は何でしょうか。2. 預言者イエスが磔にされた(十字架にかけられた)原因は何でしょうか。預言者イエスは本当に磔にされたのでしょうか。あるいはアッラーが預言者イエスに似せて創った別の人間が磔にされたのでしょうか。磔にされたのが預言者イエスでないとしたら、彼は亡くなったのか、あるいはいなくなったのか、あるいはどうでしょうか。

回答(抜粋):預言者イエス(彼の上に平安あれ)はパイトゥル・マクティス[エルサレム]の地で生まれた。そこは「ベツレヘム」という名の場所に位置するパレスチナの地にある。現在預言者イエスの生誕地にはキリスト教会が建てられ、そこはキリスト教の歴史の中で聖地となっている。

預言者イエスが十字架にかけられた原因についての物語あるいは話に関してだが、その本当の話については高貴なるコーランの中のいくつかの節の中で神によって説明がなされている。その中でもアッラーは「女」の章第157-158節の中で次のように仰せになっている。「『まことに我らはマリアの息子マシーフ[メシア]イエスを殺したぞ』という彼ら(ユダヤ教徒であるイスラエルの民)の言葉のために[心を封じられた]。だが実のところ彼らは彼(イエス)を殺したのではなく、また十字架にかけた(磔にした)のでもない。(彼らが殺した人物は)彼らにとって預言者イエスに見えただけの別の人間に過ぎない。まことにイエス(殺害)について論争する者は、実のところそれに疑問を抱いている。彼らは誰を殺したのか確信はなく、ただ臆測に従ったに過ぎない。また彼らが殺したのはイエスであると彼らは確信していない。しかし(実のところ)アッラーは彼を御許に召されたのである。アッラーは全能にして英明なる御方である」

キリスト教の聖書の中では以下のように説明されている。預言者イエスは単に数時間十字架にかけられていただけで、その後彼はユスフ(ジョセフ)という名の人物によって下ろされ、運ばれた。そして墓となった場所に納められた。その墓は広々としており、上部は石で閉じられたールカ(ルカの福音書:23-53)。その後彼は復活し、ガリラヤへ行った。それゆえに彼らは預言者イエスの死を疑ったのである。なぜなら数時間の内にイエスが死ぬとは思えなかったからだ。またピラト自身もイエスが死んだという知らせを聞いて驚いた(マルコの福音書:51-44)。神は預言者イエスを御許に召されたというのは、アッラーはその思召しによりイエスの地位と高貴さを高めたという意味である(H.ザイヌッディーン・ハミディ・ファフルッディーンH.S.によるコーランの注釈書142ページを見て頂きたい)。

我々の見解:実際には神の御許に召されたのである。召された預言者イエスの居場所は「女」の章第157節では説明がなされていない。「彼は神によってその御許に召された」という文言は、明らかに預言者イエスが神によって天空に召されたということ

否定している。なぜなら神は天空におわすわけではな
いからだ。神は特定の居場所を持たない。これこそが
タウヒード学の説明に従った見解である。大半のタフ
シール学者たちは「預言者イエスは神によってその御
許に召された」と述べる節の意味の注釈として、預言
者イエスは守るために召されたのであり、アッラーの
みがそれを知り給うと考えている。しかし神に召され
た時、預言者イエスが死ぬことはなかった。それどこ
るか彼は普通の人間と同じく命と肉体と共にまだ生
きている。これについては預言者ムハンマド(S.A.W)
のいくつかのハディースの説明から確信できる。それ
らのハディースは以下のように述べている。預言者イ
エスは終末の時代に降臨し、預言者ムハンマドのイス
ラム法を従えて悪魔に対抗する。その悪魔はムスリム
を誘惑し、イスラム教への信仰を迷わす罠にはめよう
とする。我々はムスリムとしてこの見解を十分な確信
をもって信じるべきである。そうすることで我々が、
預言者イエスは本当に異教徒(キリスト教徒とユダヤ
教徒)によって殺され、磔にされたのだと主張する彼
らの一員にならないように。ワン・ハシアさんから寄
せられた二つの質問に対して我々ができる回答は以
上のみである。彼女が我々のこの簡単な回答に満足し
て頂けることを願う。アブー・アル＝モフタール。

以上から、異なる宗教について学ぶことは信仰が
前提ではない限り違法ではないという見解が示され
ており、「千一問」でも他の宗教、特にマレー・ムスリ
ムコミュニティにおいて身近な異宗教であるキリス
ト教に関する質問が採用、掲載されている。このよう
に宗教に関する異文化理解がイスラムにおいて認め
られている前提には、ムスリムが他の宗教を学ぶこ
とが結果的にイスラムにとっての利益に繋がる可能
性もあるという考えがある。ムスリムがイスラム以
外の宗教や異文化を学んだり、理解しようとするこ
とが禁じられるケースとしては、理解以上に影響を
その宗教から受け、結果として他の宗教の神を信じ
るようになることである。また、イスラムを信仰する
者としての堅固な基盤が自分の中で根付かないうち
に、他の宗教に興味を持ち、学ぼうとすることは、イ
スラムへの背教に繋がりがやすいため、時期尚早だろ
うという立場も示している。

2.4. イスラムにおける民族

宗教と民族

[*Qalam* 1953.2:43-44]

質問：華人や他の民族の異教徒がイスラム教を信仰す

る場合、彼らはどの民族に数えられるのでしょうか。
マレー民族ですか、アラブ民族ですか、あるいは出身
民族のまま変わらないのでしょうか。

回答：イスラム教における民族の定義は、現在の政治
用語として使われている定義とは異なる。イスラム上
の民族の定義では、信仰の原則とイスラムの五行を信
じ、神の命令をあまねく実行し、禁じられたことを避
ける者たちを言う。これらの条件を満たした者は誰し
もが「ムスリム」と呼ばれる。この定義の条件を満た
した者は、イスラム的政治用語では「イスラム」であり、
民族としては「ムスリム」である。このイスラムの教え
やその政治体制によれば、例えば「中国のムスリム」、
「アラブのムスリム」そして「マレーのムスリム」など
というように、「ムスリム」の誰もが自分の出身国に
照らされて呼ばれるということに間違いはない。しか
し、民族や民族主義、あるいは政治上の理想や目的は
イスラム式あるいは「イスラム主義」に則ったもので
なければならない。

イスラムにおいては、現在使われている政治的解釈
に則った民族の定義は認められていない。すなわち、
血統、生まれた場所、その国に住んでいた期間ある
いは父親や夫の民族に基づいた定義である。使徒ムハン
マドは次のようにおっしゃった。「厳密に部族意識を
追求する者は、我々の一員ではない」すなわち、イス
ラムには現代のような民族の定義はないということ
である。民族や国家の形成に関するイスラムの教えや
その政治体制の意味を理解していない者は、「イスラ
ム」とは宗教のことであり、民族主義を指す言葉では
ない、あるいは「ムスリム」は民族を指す言葉では
ないと言う。西欧式の定義に従うならば、確かにその通り
である。冒頭で述べたように、イスラムにおける民族
の定義は現在の西欧のそれとはだいぶ異なるからだ。
しかし、もし彼らの意図がこれとは別ならば、彼らは
実際、イスラムに関する知識がなく、何も理解してい
ないということになる。

1953年2月号に掲載された上記の質問からは、お
そらくマレー・ムスリムであるとみられる質問者が、
質問中で「華人や他の民族の異教徒」「異教徒である
他の民族がイスラムを信仰する場合は何民族となる
のか」といった表現をしていることから、民族と宗
教を切り離さず理解している実態が見られる。確か
に、信仰や宗教などは民族という共同体の特徴を構
成する文化や習慣の一部となるものでもある。従っ
て、共同体意識を形成する宗教に変更が生じること

で、実践する文化や生活習慣に変化が生じ、これまでの民族集団に帰属意識を持てなくなる可能性はあるだろう。しかし、その場合の宗教は、民族としての帰属意識を構成するための一要素であって、民族=宗教ではない。従って、マレー人以外の民族がイスラムを信仰することを選択したとしても、それが帰属する民族を変更することに必ずしも繋がるとは限らない。

これに対し、回答では民族とイスラムは異なる概念であるため切り離して考える必要があり、ムスリムはどの地域や国家に属していたとしても等しくイスラムという共同体に帰属する同胞であると説明されている。民族主義や国家形成など「政治的解釈」に則った民族カテゴリーに関連する「中国」、「アラブ」、「マレー」と、イスラムに基づく「民族」の定義は異なると説明しており、前者の定義に基づけば「イスラムには現代のような民族の定義はない」としている。また「信仰の原則とイスラムの五行を信じ、神の命令をあまねく実行し、禁じられたことを避ける者」は、どの国家に所属し、異なる文化を持っていたとしても、全てイスラムという民族(bangsa/kebangsaan)であり、そこに「民族的他者」は存在しないとしている⁴⁾。

3. 異文化を受容すること

本節では、マレー・ムスリムの「異文化理解」の実践について整理をする。日常的に遭遇する「異文化」や「他者」との交流、相互作用、受容がどの範囲でなされていたのか、その枠組みの設定の仕方について考えてみたい。

3.1. 異文化間交流

ここでは、混濁性の高い社会においてイスラムと異文化との間に生じる相互作用や交流についてまとめる。

4) 小杉[2002]では、「イスラム共同体」であるウンマを「宗教=エスニシティー複合体」と措定することが可能であると指摘している。この「宗教=エスニシティー複合体」という考えに基づくと、ウンマはムスリム内に存在する個々の属性(肌の色や民族性)による差異を全て捨ててつくられるのではなく、その差異を背景に退け、ムスリムとしての同胞性を前面に出すことが重要であるとする。これはつまり、イスラムが、民族や人種の差異は残したままに、それらを包含する形で共同体として成立する仕組みをもっていることになる。イスラム同胞としての平等性は保証されながらも、ウンマの中に民族的多様性が温存される理由は民族的差異が「善なる競争において独自性を発揮することに役立つから」であるとしている。ただし、この民族的多様性が温存される前提には、民族と宗教の間に「宗教の優位」があることが求められる[小杉 2002: 44]。

異教徒にコーランを贈る

質問:ムスリムが非ムスリムに聖なるコーランを贈ってもよいのでしょうか。近頃、「タミール人ムスリム同盟」が女王とシンガポール知事に聖典コーランを贈ったことについて、貴殿のご意見をお聞かせ下さい。

回答(抜粋):贈ってはならない。聖なるコーランは清浄な者しか手にしてはならないからである。アッラーは以下のように仰せになった。「まことにこれは、聖なるコーランである。(それは)秘蔵された聖典の中に(書かれており)、清められた者以外、触れることができない。それは万有の主の啓示である」(コーラン「恐ろしい出来事」の章・第77から80節)報じられている限り、「タミール人ムスリム同盟」が女王とシンガポール知事に献上したのは、英語で書かれた「コーラン解釈学」の本であり、聖なるコーランそのものではない。しかし我々の見解では、その人物が信仰する宗教を探している最中であればまた話は違ってくるが、「コーラン解釈学」の本を非ムスリムに贈ったとしても何も利益がない。より有用かつ有益なのは、ムスリムが日々実践しているコーランの導きに基づいた社会秩序と生活様式を非ムスリムに示すことである。日々の生活においてムスリムが実践しているイスラムの理論と彼らの理論は相反するにも関わらず、非ムスリムにイスラムの理論を贈って何の利益があるのだろうか。もしムスリムがその理論以外に非ムスリムに贈るものを見つけられなかったら、実に残念なことである!

断食中に他民族に食べ物を売ること

[Qalam 1955.2:12]

質問:ムスリムが断食月の日中に、例えば米飯などの食べ物を非ムスリムである他の民族に売った場合、法的にどうなりますか。

回答:そのように断食月に異教徒に食べ物を販売することは、何ら禁止されていない。断食月には、断食が義務とされる人々がいる一方で、断食が義務ではない人々もいる。例えば、子供、月経中あるいは出産に伴う出血がある女性(カダーが必須)、病人(カダーが必須)、航海の途にある者(カダーが必須)、妊娠あるいは授乳中の女性(フィドヤの支払いが必須だがカダーは必須でない)、断食をする力がない老人あるいは断食ができない重労働に従事している者(フィドヤの支払いが必須)である。したがって、非ムスリムに食べ物を売ることは禁止されていない。しかし、昨今のイスラムの偉大さがそれほど輝かしいものではないということを考慮し、ムスリムは断食月の日中に食べ物を

販売しない方が極めて良いだろう。また、もし販売した食べ物を身体が弱くはないムスリムが食べた場合、販売者が背信行為を行ったことになるかについてはシュブハに当たる。

警察帽にアッラーや預言者の言葉を入れること

質問：近頃、マラヤ連邦の警察帽に印やシンボルとしてアッラーと預言者ムハンマドの御言葉が使用されていることに関するウラマーらの見解について新聞で騒がれています。彼らの一部はそれを良しとし、一部はその見解に異議を唱え、アッラーと使徒ムハンマドの文言を使用しないよう求めています。これについて貴殿のご意見はいかがでしょう。

回答(抜粋)：この一つの事項の中には二つの対が存在する。一つは敬うため、一つは軽蔑するため、つまり高めるためと低めるためである。もしアッラーと使徒ムハンマドの言葉を敬うために作られたならば、その敬うという目的を禁じる権利は我々にはない。例えば、アッラーや使徒ムハンマドと記されたお守りを身につけている何人かの異教徒たち、あるいは尊敬の念をもってどこかの良き場所に参拝した何人かの異教徒たちに対して、我々は何もしてはならない。しかし、もし彼らの行為が侮蔑することを目的としていた場合、その侮蔑がイスラム政府の存在しない場所で起こったなら我々ムスリムは何もできないが、もしそれがここマラヤのような国で起こったならば、我々はその侮辱を阻止する努力をすべきである。

それ(警察帽のアッラーおよび預言者の御言葉)は高貴なる箇所、すなわち頭に使われている。これは素晴らしいことだが、非ムスリムたち、あるいはそれを敬うことを知らないムスリムたちによってトイレに持ち込まれるといったような侮辱行為からそれを守ることを保証するには我々はどうしたらいいだろうか。イスラム法では、利益を得ることより不利益を避けることの方が優先されるべきだと定められている。それゆえ、アッラーの文言への嘲笑になり得ると概ね見なすことができる災いとは何なのかを、我々はまず先に見るべきである。もし外に置き忘れ失くしてしまうことを恐れるならば、そういった物をトイレに持ち込むことは法的にマクルーフ[禁止ではないが自粛すべき行為]に過ぎないという見解を持つウラマーが何人かいるとはいえ、それを着けている人がその高貴さを認識していないとしたら、そうした行為はまったく好ましくないことは明らかである。イスラム法に則れば、その良さに目を向けるより先に、まずは抵触しない、あるいは悪事を引き起こすこと

を避ける必要がある。このような全ての行為が、後にアッラーの御言葉を弄ぶという違法行為に含まれることがないよう願う。

以上から、イスラムと非イスラムの間に交流や相互作用が生まれることは、イスラムの禁止事項に触れない範囲においては可能であるという説明がなされている。コーランについては、非ムスリムのイスラムへの理解を促す目的では贈ってはならない、それを目的とするのであれば、方法はコーランやコーランの解釈に関する書籍を贈るのではなく、ムスリムが日常的な実践によって示すべきであると説いている。断食中に非ムスリムに食べ物を売る行為自体は、自分が断食から逃れようといない限りは合法であるとしている。「食べ物を売るために、自ら断食中に食べ物を摂取する」など、断食から逃れようとする気持ちが売る側であるムスリムに生じる場合には、売ることもやめた方が良いのではないかとしている。警察帽にアッラーやムハンマドの御言葉を入れることについても、入れること自体が問題なのではなく、どのような心持ちでそれを入れているかが問われるとしている。つまり、イスラムを敬う気持ちであれば、それを被るのがムスリムであろうが、非ムスリムであろうが違法ではないが、イスラムを低めたり侮辱したりする気持ちや、トイレに持ち込むなどの不敬行為があれば、それはたちまち違法行為となる。イスラムと非イスラムとの接触は、日常生活の中で度々起こる。相互作用や交流が生じること自体は受容されるが、それは「イスラムで許されている範囲」や「自分がイスラムの違法行為を犯さない範囲」において許されることであるため、ムスリム側が細心の配慮をすることが求められている。

3.2. 異文化を取り入れる

ここでは、マレー・ムスリムの日常生活に溶け込みつつある西洋近代的な文化や混溶性の高い社会を構成する他民族の文化など、「異文化」を自らの生活に取り入れる可能性について整理する。

ネクタイの着用 [Qalam 1951.2:39]

質問：ムスリムがネクタイを着用することは宗教の観点からすると正しいですか。

回答：イスラム教は平和で幸福な宗教であり、革新的で崇高な宗教である。イスラム教は、信徒の肉体と精神を、善良さ、モラルの高さ、さらに志と感情の清らか

さへと形作る宗教である。心身に纏うものが、モラルの高さや清らかな志と感情をもたらすもの、あるいはそれを損なわないものであれば禁じられていない。

婦人服のデザイン [Qalam 1963.9:10]

質問：私は婦人服を作っている者です。私の作る一部の服のファッションは、女性が着るとすごく魅力的なものになります。それは素材が珍しい布から出来ているからだけでなく、着る人の身体の一部を見せるものだからです。イスラムの観点から、私がそうした服を作ることは法的にどうなりますか。

回答：そうしたファッションであろうとなかろうと、一般的に婦人服を作ることは法的に許される。しかしこれは、その着用が許される状況下でその服を着る場合に限る。例えば家で着る、あるいは二人きりの時に夫に見せるために着るといった場合である。しかし、もし非近親者の男性に見せ、彼らを魅惑するために意図的にそれが使われたとすれば、それが家であろうと家の外であろうと、そうした服はハラムとなる。そしてそれを作った者であるが、もし違反行為の方向に使用されるためにそれを意図的に作ったのだとしたら、その者も罪を負う。

映画館の建設と営業 [Qalam 1951.9:39]

質問：普通の映画を上映する映画館を建てることは法的にはどうなりますか。その映画館で得た収益はハラムですか、禁止でしょうか。

回答：映画館を建てることは、家を建てるのと同じように法的には何も禁止されていない。許されるかどうかは、上映する映画の種類による。例えば、メッカ巡礼を伝道する映画は法律として許可されているだけでなく、メッカ巡礼のイバーダートを奨励するため、むしろ求められている。また、歴史に基づく映画など、モラルを損なうようなシーンがなければ、全て許される。モラルを損なうような猥褻な映画の上映に関しては禁止であり、そこから得た収益も同様である。

ピクニックなど余暇を楽しむこと

[Qalam 1963.9:9]

質問：時々仕事に疲れて、楽しむために息抜きしたいと思う人が、例えば海辺でピクニックをしたり、西欧人が普段着る水着を着て海水浴をしたり、そして男女の交流をしたりしています。こうした楽しみ方はイスラムにおいて法的にどうなりますか。

回答：海辺の空気を味わう、あるいは海水浴をして息

抜きをするといった楽しみ方、とりわけ仕事に疲れて息抜きすることは、根本的には法的に許され、何も支障はない。それがアウラを人前にさらす、マナーに欠けることを行う、あるいはフィットナを引き起こす、あるいは男女が交流するといった違反行為をもたらさない限りにおいて。もし息抜きや海水浴が違反行為を伴っている場合、それはイスラム法で禁止されており、法的にハラムである。たとえそれが、息抜きをして楽しんだ後に再び頭をはつらつとさせ、また熱心に働く力を取り戻すことができるという大きな利点を伴っていたとしても。これは以下の宗教原理に基づいたものである。「利益をもたらす事柄を引き寄せることより、災いをもたらす事柄を防ぐことを優先すべきである」。なぜなら、全ての違反行為は危険が伴い、災いを孕んでいるからである。

寺院建立への貢献

質問：我々ムスリムが寺院を建てるために寄付を行うことは許されますか。2. 何らかの種族社会に対するもてなしとして、我々がその寺院のオープニングに参列することは許されますか。

回答(抜粋)：あなたの最初の質問に関してだが、まずは「寄付を行う」と言われることについて説明することが望ましいだろう。寄付を行うとは、助けを必要としているグループに対する援助としてリングット通貨、あるいはいずれかの高価な物を費やすことである。また寄付を行うことは良い行いの一つである。なぜなら、それは善行の一つに入るからである。そして全ての善行はイスラム教によって奨励されており、加えてイスラム教は信徒たちに善行に関わる事柄において互いに助け合うよう求めている。

次にここで「寺院」の意味は何かについて説明する。通常、寺院と言われるものは、何らかの宗教を信仰する種族がイバーダートを行う場である建物を指す。その建物でイバーダートを行う人々であるが、イスラム教は彼らの勤めを誤ったイバーダートの一つと見なしている。なぜなら、アッラーと偶像を並び配することによって、彼らのイバーダートの中には多神崇拝の事柄が含まれているからである。そしてアッラーと並び配する行為は最大の罪の一つである。よって、罪や違反行為を含む事柄の中で行われた支持、支援、料金の支払い、寄付などといった助け合いはイスラム教によって禁じられており、一切許されない。

あなたの第二の質問に関してだが、実のところ、もし彼らに共感するつもりで寺院のオープニングに参

列し、それが是認を意味するとしたら、ウラマーらは次のように述べている。「違反行為を是認することは違反行為と見なされる」上で説明したことが、我々全員にとっての警告となることを願う。すなわち、寄付し貢献するにあたっては注意を払い、不適切な場に何かを置いてはならないという警告である。なぜなら、これは不義や横暴というものを意味するからだ。そうではなく、良き計画を選び、そしてアッラーとその使徒の是認を得るのだ。アッラーが最もよく知り給う。

異教徒の墓参り

質問: 非ムスリムの墓に供え物をしたり花を手向けたりすること、またムスリム自身の墓に花を手向けることはイスラム法の観点から法的にどうなりますか。

回答(抜粋): イスラム教は、ムスリムたちに人間同士互いに友好的であるよう奨励する宗教である。どの民族、またどの宗教に関係なく、彼らがイスラム教の神聖さと崇高さに対し悪意を持たず、妨害しない限り。この良き原則は聖なる一節の中で言明されている。「私室」の章第13節の中のアッラーの啓示は次の通りである。「まことに我らは汝らを男と女に分けて創造した。そして我らは汝らを種族と部族に分けて創造した。これは汝らが互いに知り合うためである。まことにアッラーにとって汝らの中で最も尊い者は、最も神を畏れる者である」上記の節から、人間同士互いに知り合い、互いに友好的であることはアッラーによって命じられたことである、ということは明らかである。よって遺族に対し友好的であること、また彼らとの関係を密にすることを目的に非ムスリムの人々の墓に花を供える問題であるが、それはイスラムで禁じられていない。ムスリムの人々の墓の上に花を撒くならばなおさらである。上述と同様の目的で行われ、誤った信仰や多神崇拝につながることはないならば。結論として、ムスリムあるいは非ムスリムの人々の墓に参ることは、もし良き目的を以て行うならばイスラム法で禁じられていない。しかし異教徒の故人のために祈ることは禁じられている。

異教徒との挨拶 [Qalam 1954.1:6]

質問: 我々は非ムスリムとサラーム(挨拶)を交わすことは許されますか。

回答(抜粋): 非ムスリムと挨拶(サラーム)を交わすことについては、いくつかのハディースの中に預言者ムハンマドの説明がある。ムスリムの伝承による真正ハディースの中で、使徒ムハンマドは「ユダヤ教徒やキ

リスト教徒にはあなたの方から挨拶を行わぬこと」とおっしゃった。つまり、彼らに対してイスラム式の挨拶をしてはならないということである。もし非ムスリムがイスラム式の挨拶、すなわち「アッサラーム・アレイクム(神の平和があなたの上に)」と我々に言ってきたなら、その相手に「ワ・アレイクム(そして、あなたの方の上にも)」と返答することがイスラム教で許されている。これにより、イスラム教で命じられた挨拶の仕方と区別する。結論からすると、イスラムで命じられた挨拶方法は、我々ムスリム同士だけに特定されたものである。非ムスリムと関係を持ち、彼らに敬意を表する時は、イスラム式とは違う方法、たとえば「おはようございます」などといった一般的な挨拶の仕方をすればよい。

ここでは、ムスリムが異文化を受容し、実践することが可能な範囲についての質問と回答を紹介した。ネクタイを着用する、婦人服をデザインする、映画館を建て経営する、ピクニックをするなど、マレー・ムスリム以外の文化を受容し、日常に取り入れていくことについては共通して可能であると回答されている。ただし、日常に取り入れる際には、3.1.と同様に「イスラムの違法行為に抵触しない範囲」での実践が求められている。例えば、婦人服のデザインであれば「それを着るものが非近親者の男性を魅惑する目的であること(着用する本人でなくデザインをすることも違法行為となる)」、ピクニックであれば「アウラを人前にさらしたりすること」、映画館であれば「イスラムのモラルに反するような卑猥な内容の映画を上映したりすること」などが、イスラムの違法行為となる。

寺院建設に対する寄付やセレモニーへの参加は違法行為とされている。理由は、イスラム以外の宗教への信仰への共感に繋がる行為だからである。非ムスリムの墓に参ることや、異教徒と挨拶を交わすこと自体は可能であると説明されている。「墓参り」であれば異教徒であった故人や遺族に対する友好的な態度を示すことや、花を供えることに問題はなく、異教徒に挨拶をすることについても敬意を示すという観点から問題ないとされている。ただし、非ムスリムの故人のために祈ったり、非ムスリムに「ワ・アレイクム・サラーム」とムスリムに対する挨拶と同様の返しをすることは避ける必要があると回答されている。イスラムにとって異なるもの(イスラムでないもの)との接触や交流自体が違法行為なのではなく、イス

ラムとしての違法行為に抵触しない範囲において異文化と交流し、または異文化を受容、実践することが大事であるということが「千一問」では一貫して説明されていた。また、それが違法／合法か「正しさ」の根拠はコーランやハディースなど明確な形で示されているため、イスラムへの理解を深めることが、結果としてムスリムとして「正しい」異文化理解の知識、技能、態度を高めることに繋がっている。

3.3. 「他者」との共存

最後に、異教徒や他民族と生活空間を共にすること、異文化理解と共生に関する見解について整理したい。

他民族／異宗教を信仰する人との同居

[*Qalam* 1953.9:8]

質問：私の同僚に、キリスト教徒のブラナカン華人がいます。私たちは雇用主が用意した一室に同居しています。私たちは互いに機嫌を損ねるようなこともなく、食事も共にしています。その際の食事の代金は我々マレー人に支払います。しかし、私たちの住んでいる部屋に、私の同僚は十字架を掛けており、それは預言者イエスの絵だと言います。一方、私はコーランの節の言葉と、預言者ムハンマドの霊廟の絵を飾っています。一部屋に同僚と住み、また同僚の十字架の絵のそばにコーランの言葉を飾るという行為は、イスラム法で禁じられていますか。

回答：それは禁じられていない。なぜなら、たとえ一室に共に住んでいたとしても、各自が一定のスペースを確保しているならば、その部屋の中であなた方二人はそれぞれ権利を有していると見なされるからだ。また、これはイスラム教は世界にある他の宗教を尊重する宗教であるという証拠の一つである。もしあなたが熱心にイスラムの歴史を読んだならば、きっとあなたもそれがふつうであったことが分かるはずである。

メディナに移住する前、アッラーの使徒ムハンマド自身、いつもカーバ神殿の側で礼拝を行っていたが、その当時のカーバ神殿の周りには多神教徒の偶像に満ちていた。預言者ムハンマドの教友でペルシャ帝国を滅ぼすことに成功したイスラム軍の指揮官であったサアド・ビン・アビー・ワッカーは、ゾロアスター教の絵や偶像に満ちたペルシャ王の謁見の間(ホスロー王のイーワーン)を、彼の軍が5回の礼拝をするためのモスクとした。そして彼自身、そこでの集団礼拝においてイマームや説教者を毎回務めていた。その際彼

は、謁見の間の壁中に飾られた絵や偶像を変えることはなかった。その歴史ある謁見の間の跡は、今日に至るまでイラクの国で未だに威風堂々とそびえ建っている。シリアの国では、イスラム軍がダマスカスの町の征服に成功した際、そこに建っていた大規模なキリスト教会の半分をモスクとし、残り半分をキリスト教会のまま残し、その信徒が自由に信仰行為をなす場所とした。

結論として、イスラム教とはアッラーと使徒ムハンマド、そして高名な教友らなどに対する信仰であり、その実践はニーア次第である。唯一神アッラーに対する真の信仰心があり、誠実に実践する者は誰でも、他のいかなる障害も恐れることはない。

上記の質問に対する回答は、ひとつの住居で異なる宗教と共に生活することをイスラムは禁じていないとしている。イスラムは、他宗教を「尊重してきた」宗教であることが歴史的にも証明されているとしている。それぞれの信仰に関わるものについては空間を分けることで対応可能となると説明されている。同居などは日常的に緊密な関係性を異教徒や他民族と築くことが求められるが、お互いの差異を理解し、尊重することが、多文化共生の観点からだけでなく、真摯にイスラムを実践する上でも重要であることが明示されている。この質問に対する回答から、他者や異なる文化との密な交流が求められる状況を受容することは、スラムに対する「真の信仰心」と「誠実な実践」があれば、可能であることが確認されている。

おわりに

本稿は、「千一問」に掲載された質問および回答を通して、ムスリムの異文化理解への理解や取り組み方について考察を行ってきた。日常的に他民族や異宗教との混雑性の高い日常生活空間に身を置くマレーシアやシンガポールのマレー・ムスリムが「異文化理解」に強い関心を持つとともに、他者や「異なるもの」とどのような関係性を築き、異文化理解を実践することが「正しい」ムスリムとしてのあり方であるかを追究する姿が明らかとなった。

イスラムでは異文化や異宗教と接触した際、その相手を尊重し、愛し、助け合い、分け合いながら共に生活することが求められている。これは「異なる文化をもつ他者をどう理解し、関係性を築くか」つまり異

文化理解に対するムスリムとしての「正しさ」が提示されているとも言える。マレー・ムスリムは、イスラム以外の宗教を信仰する者を他者とするだけでなく、同じムスリムの中にも他者を想定していた。ただし、イスラムの中にある民族的、人種的差異については、ムスリムの中に「我々」と他者がいることを意味するのではなく、イスラムという共同体を構成するものとしては皆等しい存在であるとの説明が回答ではなされている。

異文化や異宗教を学び、理解し、場合によっては取り入れることについては、広範囲にわたって認められているが、それがイスラムにおける禁止事項や背信（他の宗教に共感し、信仰すること）に繋がっていないかどうかは常に自ら意識し、判断することが求められている。従って、異文化理解は、異文化に対する興味や、深い理解が求められると同時に、コーランやハディースなどに基づいて明確に示される（実践しようとしている異文化理解が合法化か違法かの）根拠を深く理解することが非常に重要となるため、異文化理解とイスラムの「誠実な実践」は表裏一体の関係にあるとということができよう。

構成」坪井祐司・山本博之編『『カラム』の時代Ⅶ——コラム「千一問」にみるマレー・ムスリムの宗教実践』京都大学地域研究統合情報センター、pp.15-26。

山内昌之 1993 『民族と国家——イスラム史の視覚から』岩波新書。

山本博之 2002 「資料紹介『カラム』」『上智アジア学』第20号、pp. 259-343。

山本博之 2020 「投稿欄に見る雑誌読者コミュニティへの参加欲求——「千一問」の女性名の質問を中心に」光成歩・山本博之編著 2020 『『カラム』の時代Ⅺ——マレー・イスラム世界の女性と近代』京都大学東南アジア地域研究研究所、pp. 8-15。

参考文献

金子奈央 2015 「読者の日常生活におけるハラル」坪井祐司・山本博之編『『カラム』の時代Ⅶ——近代マレー・ムスリムの日常生活2』京都大学地域研究統合情報センター、pp. 32-36。

金子奈央 2016 「1950年代初頭におけるマレー・ムスリムの社会認識・関心」坪井祐司・山本博之編『『カラム』の時代Ⅶ——コラム「千一問」にみるマレー・ムスリムの宗教実践』京都大学地域研究統合情報センター、pp. 27-36。

小杉泰 2002 「現代イスラームと民族問題」『関西学院大学キリスト教と文化研究』第3号、pp. 25-49。

光成歩・山本博之編著 2020 『『カラム』の時代Ⅺ——マレー・イスラム世界の女性と近代』、京都大学東南アジア地域研究研究所。

光成歩 2015 「大衆誌から宗教誌へ——広告にみるカラム誌の立ち位置の変遷」坪井祐司・山本博之編『『カラム』の時代Ⅶ——近代マレー・ムスリムの日常生活2』京都大学地域研究統合情報センター、pp. 28-31。

光成歩 2016 「千一問に見る都市、多民族社会、家族